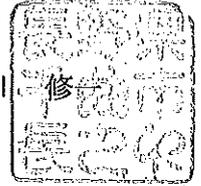


千曲市告示第6号

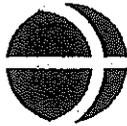
長野県知事より、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があったため、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年1月30日

千曲市長 小川 修



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。



長野県報

1月22日(木)
令和8年
(2026年)
第677号

目次

規則

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則(健康増進課国民健康保険室)	1
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	3

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(11件)(産業立地・IT振興課)	9
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	26
特定調達契約に係る一般競争入札(水道・生活排水課)	26
特定調達契約に係る落札者の決定(産業人材育成課)	29

規則

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則(平成30年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第2号中「が法」を「が国民健康保険法」に、「(法)」を「(同法)」に、「、法」を「、同法」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害等により減免の措置を採った被保険者に係る保険料(国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。)の額の合計額が、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下この条において「省令」という。)第7条の規定により算定した市町村調整対象需要額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、100分の3に相当する額未満である場合 当該被保険者に係る保険料の減免額の10分の8以内の額

第4条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「及び退職被保険者等」を削り、「した額(省令第6条第1号のハ)」を「した額(同号のハ)」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 省令第7条第2項の規定を適用して算定した同条第1項第1号に掲げる額のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が100分の5を超え、かつ、100分の10以下である場合 同条第2項の規定を適用して算定した同条第1項第1号に掲げる額に当該割合を乗じて得た額の10分の8以内の額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進課国民健康保険室



長野県告示第26号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年1月22日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第27号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年1月22日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

千曲市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

令和8年1月22日長野県告示第27号附属

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
別紙県報告示のとおり。
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - ア 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、千曲川下流の水源の涵養及び干害の防備のために指定された保安林又は当該保安林が2以上あるときはその集団のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林又はその集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。
 - イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、20.0ヘクタールとする。
 - ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。
ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、10分の4（次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。
$$\frac{V_0 - V_s \times \frac{7}{10}}{V_0}$$

V_0 は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積
 V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
 - エ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森

林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実にあると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり次に掲げる植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

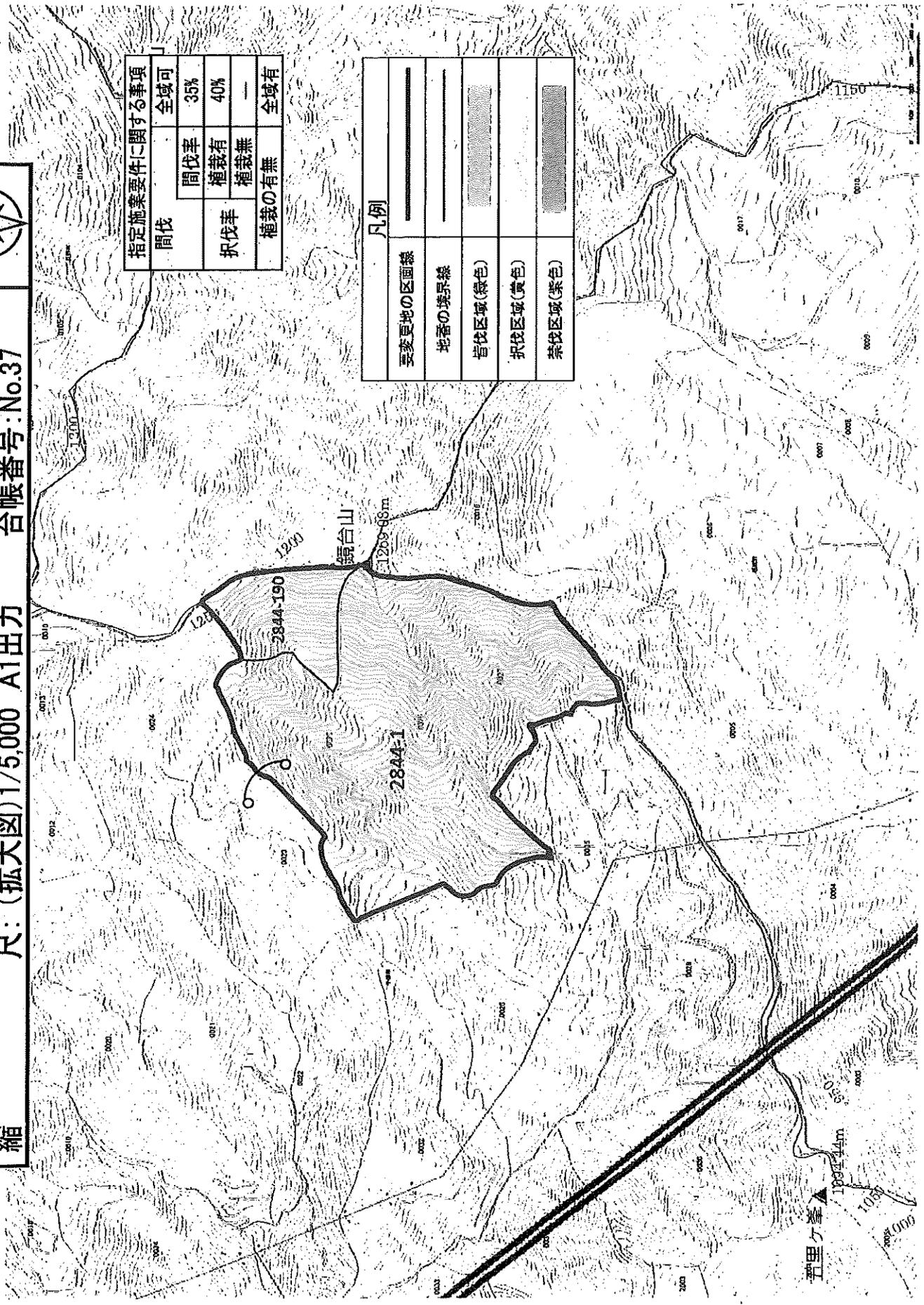
ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

スギ(2,100本)、ヒノキ(3,000本)、サワラ(3,000本)、アカマツ(3,000本)、カラマツ(3,000本)、クヌギ(3,000本)、ブナ(3,000本)、ナラ類(3,000本)、その他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の針葉樹(3,000本)又はその他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹(3,000本)

イ 択伐による伐採をした場合にあつては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、アに掲げる樹種の満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたりアに掲げる植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

保安林指定施業要件変更調査地図(森林計画図写し)
 保安林の所在場所: 長野県千曲市大字森字鏡台山2844番地1 ほか1筆
 縮 尺: (拡大図)1/5,000 A1出力 台帳番号:No.37



指定施業要件に関する事項	
間伐	全域可
間伐率	35%
植栽有	40%
植栽無	---
植栽の有無	全域有

凡例	
変更地の区画線	———
地帯の境界線	———
皆伐区域(緑色)	■
択伐区域(黄色)	■
禁伐区域(紫色)	■

普里ヶ峯 1997.44m

鏡台山

2844-1

2844-190

1200-80m

1000

1050

1100

1150

1200

1250

1300

1350

1400

1450

1500

1550

1600

1650

1700

1750

1800

1850

1900

1950

2000

2050

2100

2150

2200

2250

2300

2350

2400

2450

2500

2550

2600

2650

2700

2750

2800

2850

2900

2950

3000

3050

3100

3150

3200

3250

3300

3350

3400

3450

3500

3550

3600

3650

3700

3750

3800

3850

3900

3950

4000

4050

4100

4150

4200

4250

4300

4350

4400

4450

4500

4550

4600

4650

4700

4750

4800

4850

4900

4950

5000

5050

5100

5150

5200

5250

5300

5350

5400

5450

5500

5550

5600

5650

5700

5750

5800

5850

5900

5950

6000

6050

6100

6150

6200

6250

6300

6350

6400

6450

6500

6550

6600

6650

6700

6750

6800

6850

6900

6950

7000

7050

7100

7150

7200

7250

7300

7350

7400

7450

7500

7550

7600

7650

7700

7750

7800

7850

7900

7950

8000

8050

8100

8150

8200

8250

8300

8350

8400

8450

8500

8550

8600

8650

8700

8750

8800

8850

8900

8950

9000

9050

9100

9150

9200

9250

9300

9350

9400

9450

9500

9550

9600

9650

9700

9750

9800

9850

9900

9950

10000